

中商連オートオークション 統一ルール

JU北海道 2012/2/1より運用開始
他ブロック 2012/4/1より運用開始



(社)日本中古自動車販売協会連合会
日本中古自動車販売商工組合連合会

第1章 総 則

1. 制定の目的

この統一ルールは、各県商工組合が運営するJ Uオークションにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2. この統一ルールの効力

この統一ルールは、中商連オートオークション運営規程の一部として定め、主催商組は、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

なお、この統一ルールと商組規約が抵触した場合は、この統一ルールが優先します。

第2章 出品

1. 出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入しなくてはなりません。

なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

2. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ①. 出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要がある、紛らわしい記載の場合、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。
特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。
- ②. 車検付の車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。
出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。
- ③. 出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。
記入洩れ、又は、紛らわしい記入内容であると主催商組が判断した場合はクレームとなることがあります。
- ④. 出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー、禁煙車等）を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。
セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格問わずクレームとなります。
また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、主催商組の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。
- ⑤. 出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。
バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未記入の場合等には、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。
- ⑥. 輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。
なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。
- ⑦. 出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を記入する必要があります。車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。
- ⑧. 社外品は、出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に記入する必要があります。なお、社外品が多数ある場合は、社外品多数と記入してください。

未記入である場合は、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑨. 出品申込書の装備品記入欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ記入することができます。社外品であるに関わらず装備品に○印を付した場合はクレームとなります。なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。
- ⑩. ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビCD、リモコンキー等の付属部品は、書類と共に主催商組へ提出するものとします。
出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。この場合、部品代が 2 万円未満であっても現品支給または値引き処理とします。
なお、出品店は、主催商組が付属部品を依頼してから 7 日以内に対応しなければなりません。
- ⑪. 出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。
なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関連する附属品等で、その動作に必要で重要な附属品であると主催商組が判断した場合はクレームになることがあります。
- ⑫. エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要があります。記入のない場合はクレームとなります。
なお、故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を課すことがあります。
- ⑬. 特殊・特装車両等の出品に際し、特殊、特装部品は正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に 2 年以上の隔たりがある場合は、申告する必要があります。申告がない場合はクレームとなります。
クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。
- ⑭. ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラー並びに専門店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。
- ⑮. 保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、且つ、保証継承が可能な状態であるものとします。
但し、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。
保証書は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。
- ⑯. 記録簿とは、最終使用者名簿にて直近の法定点検（車検または 12 ヶ月点検）を行っているものとします。但し、新車登録後 12 ヶ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を 1 度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみ

なします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑰. 落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則として主催商組を経由することとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。

また、出品店が主催商組に部品を持ち込みした場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に請求します。

なお、出品店は部品対応することを主催商組に申し出てから、7日以内に対応しなくてはなりません。

3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。

①. 走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は、「改ざん車」として取り扱うものとします。

②. 走行距離計の改ざんが明白な車両「*」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「*」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

③. 前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「#」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「#」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「走行不明車」の文言を記載します。

④. タコグラフ装着車

車両総重量 8 トン未満のトラック、最大積載量 5 トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

但し、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

⑤. セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

第3章 落札

1. 落札店注意事項

- ①. 現車オークションについては、下見による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、主催商組で下見代行を行っている場合があります。
- ②. 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、主催商組にクレームの申立をすることができます。
- ③. 出品リスト（出品一覧表）と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。
- ④. クレーム申立の為にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札店の負担となります。
- ⑤. 出品車両の内外装補助評価（A・B・C・D・E）並びに事故補助評価（大・中・小）は参考補助評価とし、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。

第4章 クレーム

1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、主催商組は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、主催商組の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

2. クレーム申立方法

- ①. 落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を科します。
- ②. クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。
但し、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、主催商組が認めたクレームの場合は、複数回の申立も可とします。

3. クレーム申立期間

(1)基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日以内としますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。

なお、主催商組が定める遠隔地落札店については、主催商組の定める期日の延長をする場合があります。

(2)具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

①低価格車

落札価格20万円未満の車両（登録車・軽自動車）。なお、落札価格に手数料は含まれません。

②搬出前

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む4日以内（最終日は主催商組営業時間内）とします。

但し、期日の最終日が日曜日、又は、主催商組の休業日にあたる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、成約料、落札料、落札店がかかった諸費用は出品店負担となります。

但し、販売できなかったことによる落札店の逸失利益は含まれません。

6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則としてクレーム受付をいたしません。

- ①. クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合はノークレームとします。
但し、その際にかかる保証継承代として1万円を出品店へ請求します。
- ②. 落札車両が初年度登録より10年、または走行距離が10万km経過している車両、並行輸入車、災害車は、原則としてノークレームとします。
但し、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合・欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入洩れ等、主催商組が重大であると判断した場合クレームとします。
- ③. クレームの対象となる部品代が、2万円未満の場合はノークレームとします。
なお、部品代に工賃は含まれません。
但し、セールスポイントに記載されている内容のものは、部品代が2万円未満であってもクレームの対象となります。
- ④. オークションで落札後、他のオークションに転売（他のオークションに転売とは、他オークションにおいて成約したものを指します。）した場合はノークレームとします。
但し、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車はクレームの対象とします。
- ⑤. 出品申込書に記載された修復歴内容以外に修復部位が判明した場合であってもノークレームとします。
- ⑥. 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。
なお、エンジンオーバーホールを要すものも含みます。
- ⑦. 落札店が、主催商組に対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合はノークレームとします。
- ⑧. 別表においてノークレームと定めた事項の場合。
- ⑨. その他主催商組が申立却下と判断した事項の場合。

7. クレームと制裁

主催商組は、参加者の悪質なルール違反に対し、この統ルールで定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を課すことがあります。

第5条 雑則

1. 統一ルールの改正

この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

2. 附則

この統一ルールは、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

別表Ⅰ 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	年式 (輸入車モデル年式含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費
2	初年度登録月	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6か月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6か月) <6か月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円
3	車名	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	主催商組の裁定による
4	グレード・2WD/4WD相違 (パッケージオプション含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。
5	ディーラー・並行相違	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
6	型式・排気量	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
7	ドア・形状	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
8	定員・積載	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
9	車歴	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	レンタ・営業・身障者仕様・その他改造等
10	車検	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6か月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6か月) <6か月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円 <車検付申告が抹消であった場合> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:個別対応
11	走行距離相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
12	車体色相違	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コードを優先とする。
13	色替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。
14	シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア～コラム、AT～MT、5速～4速等
15	冷房・装備品の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
16	燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン～ディーゼル等
17	セールスポイントの不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、又は、無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
18	装備品(純正品)の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
19	保証書の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<メーカー規程保証期間内の車両> キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引き時:5万円 <メーカー規程保証期間を経過している車両> キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引時:2万円(低価格車は1万円)
20	諸元相違 (長さ・幅・高さ)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、主催商組が相当と判断した場合はクレームとする。

別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1 修復歴車	当日含む5日		当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であっても主催商組が重大と判断した場合はクレームとする。
2 再検査による評価点「1.5点」以上の差	当日含む5日		ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	
3 粗悪車	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、主催商組による現車確認の結果、相当と判断したもの。
4 メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	キャンセル時:ペナルティー(出品店関与10万円・不関与5万円)+諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿等(認定・指定工場によるもの)、主催商組から送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1か月以内とする。
5 タコグラフ交換	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	キャンセル時:ペナルティー5万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿等(認定・指定工場によるもの)、主催商組から送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1か月以内とする。
6 走行不明「#」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費(陸送費やその他にかかる費用)は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿等(認定・指定工場によるもの)、主催商組から送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1か月以内とする。
7 冠水車(申告なしの場合)	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
8 接合車	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
9 盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第3者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、主催商組が認める諸経費を主催商組に返還するものとする。
10 消火器の散布跡車	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	必要により現車確認とする。
11 エンジン乗せ替え(規格外)	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費
12 ミッション乗せ替え(規格外)	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	FA～F5、AT～MT等 キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	2 雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、主催商組が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	4 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。ヘッドレスト、ハンドル、シート等。
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ(パンタグラフ 3千円・油圧 5千円)スペアタイヤ(普通車 5千円・軽 3千円)
	6 8ナンバーキットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7 硝子	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8 鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9 塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、主催商組が相当と判断したものの。
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレーム
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	現品支給、又は、タイヤ・ホイールとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。R点・低価格のスタッドレスはノークレームとする。
	12 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14 マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15 イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可する。(複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。)
	16 オーディオ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17 サルーフ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18 エアコン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19 セルモーター不良・ダイヤル不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20 メーター類不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。但し、積算計不動は部品代が3万円未満であってもクレームとする。
機関	21 エンジン上部(タペット・バルブ・ヘッド等不良)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	22 エンジン下部(メタルピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	22 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	23 ターボ・スーパーチャージャー不良及び改造	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	24 ラジエーター・ウォーターポンプ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
機構	25 マフラー不良(腐食等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	26 クラッチ滑り	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。
	27 MTミッション不良(キア鳴き等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	28 ATミッション不良(滑り・ショック・タイムラグ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。滑りは必要により現車確認とする。
	29 デフ・トランスファー・カップリング不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	30 ドライブシャフト不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	31 ABS・ブレーキ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。
	32 エアバック不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	部品代2万円以上のものであるとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
	33 ショック・サス不良(エアサス・アクティブのみ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	34 パワステ・キアボックス・ポンプ・4WS不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
35 キー違い(エンジンキーとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	特殊キーについては項目44にて裁定する。	
その他	36 職権打刻(国産のみ)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	37 登録遅れ	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	マイナー・モデルチェンジから6ヶ月以上を経過したもののキャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
	38 型式改・構造変更の表示なし	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	39 型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	40 記録簿の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	値引時:2万円(低価格車は1万円)
	41 ワンオーナー	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引時:2万円
	42 メーター(積算計)の故障	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	43 冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題の場合に限りクレームとする。車両の機能に関する内容はノークレームとする。
	44 ナビCD・リモコン・CDマガジン・キース等付属部品の欠品	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	装備品に○印、又は、セールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満であってもクレームとし、現品支給または値引とする。カードキー、スマートキー等の特殊キーについては、その機能が正常で備品に欠品がないこと。
	45 社外品の申告漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	会場が相当であると判断した場合に限る。
46 コーションプレート欠品の申告漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	値引き・キャンセルいずれかの対応とする。	
47 車検証備考欄の走行距離相違	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	記録簿で確認できる場合:ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合:キャンセル時ペナルティー5万円+諸経費	
48 前項各本文に該当する場合でも、主催商組が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。	

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札店都合によるキャンセル (主催商組により、受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または、当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。)	ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。
②	出品店都合によるキャンセル (書類提出不可能な場合を含む。)	オークション当日(但し、主催商組によって、当該車両セリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの制約があります。)の場合、10万円+出品料+成約料+落札料とする。 オークション当日以降の場合、10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求を申し出ることができる。主催商組から出品店へ請求した日より10日以内に主催商組へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1週間経過毎に1万円を加算。
④	出品店が、主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算
⑤	出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても主催商組に書類を提出しない場合	上記④の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円 + 出品料 + 成約料 + 落札料 + 落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)。
⑥	落札店がオークション開催日の翌月末日までに名義変更しない場合、または、翌々月の5日までに名変コピーを主催商組に提出しない場合 (出品申込書に記載された名変期限を経過した場合を含む)	ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算
⑦	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
⑧	落札店が、オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合。	ポスを一時停止する。 1日あたり、落札台数 × 2千円のペナルティー なお、主催商組は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ポス登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。
⑨	委任状、印鑑証明書及び有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替えを依頼する場合。 または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヵ月以上あるが差替え依頼をする場合 ※受付が2月28日の場合 ⇒ 3月31日以上の有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる。 (必ず、主催商組を介して申し出をすること) 印鑑証明書…3万円 委任状…2万円 譲渡証…2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等)…2万円 記入申請書…2万円
⑩	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 (出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く。)	出品店より落札店へ、1万円を支払う。
⑪	落札店が、書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 (必ず、主催商組を介して申し出をすること) <普通車> 出品店名義の場合…5万円(実費含む) その他名義の場合…10万円(実費含む) <軽自動車> 出品店名義の場合…3万円(実費含む) その他名義の場合…5万円(実費含む)
⑫	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー2千円
⑬	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー3万円

【中商連オートオークション統一ルール】
—— JU北海道ブロック追加事項 ——

P6－クレーム

3, クレーム申立期間(1)に追加

道外落札店を対象とし車両未着の場合、申し出により、2日間クレームを延長することができる。尚、申し立ては、落札店がFAXで主催商組に送信したのち、電話で確認して頂き、受付完了とする。

P7－5, クレーム免責事項(d)に追加

尚、誤記入が判明した時点で、すみやかに主催商組にクレームの申し立てをすること。事実を知りながら、オークションに出品、小売等に転売した場合ノークレームとする。

別表 I 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

2, 初年度登録月のクレーム裁定欄に追加

出品店申告より、出品車両の年式などが高年式等の場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。

その他追加事項

【自動車税の取扱い・精算について】

落札車両(ナンバー付)の自動車税はその年度の自動車税率表に基づき、落札店へ自動車税未経過分相当額を請求するものとする。但し、3月開催分は翌年度(12ヵ月)分とする。自動車税の精算方法としては、落札店からの名義変更完了コピー受付後随時精算するものとする。但し、落札店は、FAXにて受付後、電話で確認して頂き、受付完了とする。

【自動車税過誤納還付金受領委任状の取扱いについて】

個人情報保護の観点から、自動車税過誤納還付金受領委任状のやり取りは一切行いません。但し、落札店より抹消登録ほか、自動車税還付の必要が発生した場合(手続き完了日含め5日以内に事務局への報告が必要)には、自動車税率表に基づき、自動車税還付相当額を出品店へ請求し落札店へ支払うものとします。

尚、自動車税還付等しかるべき手続きは出品店にて対応することとします。

【出品車輛の継続・抹消について】

車検の有効期間がオークション当日から翌々月末までの車輛について、落札店がオークション当日終了までに抹消登録を申し出た場合は、出品店側で抹消することとします。また、それ以外の車検有効期間でも落札店がオークション当日終了までに抹消登録を申し出た場合は、出品店側で抹消することとするが、この場合の落札車輛は原則としてノークレームとします。尚、抹消車輛の場合「自動車損害賠償責任保険承認請求」「自動車税過誤納還付金」の受領の権利は、出品店側にあるものとします。

《JU中販連検査基準の目安》

2008.12.8改訂

点数	評価判断基準 (評価点表)	内外装補助評価点	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・初度登録後12ヶ月以内(登録月を含む)で走行キロ数が10,000km以内の基準状態を満たしている車両。 	外装	内装
6	<ul style="list-style-type: none"> ・初度登録後36ヶ月以内(登録月を含む)で走行キロ数が30,000km以内の基準状態を満たしている車両。 ・傷凹等があっても加修対象とならないもの。 	a 新車状態同様のもの	a 新車状態同様のもの
5	<ul style="list-style-type: none"> ・走行キロ数が50,000km以内のもの。 ・内外装に補修跡があっても状態がよく範囲の小さいもの。 ・傷凹等が多少あるが、軽微な加修で済むもの。 	b 傷凹等が多少あっても加修の必要がないもの	b 若干の汚れ程度のもの (ル-ムクリ-コングで回復する程度)
4.5	<ul style="list-style-type: none"> ・走行キロ数が100,000km以内のもの。 ・内外装に補修跡があっても範囲が大きくなく、傷凹があっても、多少の加修で済むもの。 	c 傷凹等が多少あるが軽微な加修で済むもの	c コゲ等で跡が残っているものが1~2箇所程度あるもの
4	<ul style="list-style-type: none"> ・走行キロ数が150,000km以内のもの。 ・内外装に補修跡があっても状態が良好なもの。傷凹錆等の加修が必要なもの。 ・ホルト止め部品の交換が少々あるが状態が良好なもの。 	d 傷凹錆等があり仕上げを要するもの	d 部品を交換して元に戻る程度の状態のもの、あるいは破れ、汚れの程度が悪いもの
3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・内外装の補修跡が多少雑な状態のもの。 ・傷凹錆等加修の必要な箇所が若干あるもの。 ・ホルト止め部品の交換が若干目立つが状態の良好なもの。 	e 傷凹錆等が多数あるもの	e 再生不能状態のもの
3	<ul style="list-style-type: none"> ・内外装の補修跡が雑なもの、及び傷凹錆等の加修仕上げを要するもの。 	左記以外の点数制限	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの。 ・加修仕上げを要する部分が全体にあるもの。 ・上記3点評価車を上回る減点要因のあるもの。 	5点を上限とするもの ・職権打刻車(国産車のみ)に適用)	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・冠水車、消火剤散布跡車(内外装評価は付けず××を記入する) 	4点を上限とするもの ・色替え車(元色と異なる全塗装の場合)	
R	<ul style="list-style-type: none"> ・修復歴車、未修復車 	3.5点を上限とするもの ・改ざん車(*) ・走行不明車(#) ・骨格部位以外の溶接部位交換車 (リアエンダー、サイドシル、リアエンドパネル等の交換車両に適用) ・修復歴としなかった骨格損傷車 (骨格の軽微な損傷で修復歴としない場合、ラジエターコアサポート単体交換の場合)	
ブランク	<ul style="list-style-type: none"> ・粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車 		
〔注〕	1) 修復歴車で冠水車、または修復歴車で消火剤散布跡車の場合は「R1」とする。 2) 検査不可能車(ボンネットフード、トランクフード、ドア等が開かないもの)は、検査不可能箇所を明記し、評価点を付与する(車台番号が確認できない車両は出品不可)。 3) メーター交換車、ひょう害車は「持ち点車」(2点以上)扱いとする。	修復歴 大・中・小の区分 「大・中・小」表示については、ブロック・商組で対応し運用する。	

JU出品申込書検査表示基準 外装			
ボディ バンパー	線キズ有	A 1	5cm以内の小傷
		A 2	1区画の1/4程度の傷(10cm以内)
		A 3	1区画の1/2程度の傷(20cm以内)
		A 4	1区画の3/4程度の傷(20cm以上)
		A 5	1区画全体に渡る傷
	板金要	B 1	1cm×1cm以下の凹み、エクボ(横から見ないと分らない程度)
		B 2	1cm×1cm程度の凹み(正面から見て分かる程度)
		B 3	こぶし大程度の凹み
		B 4	20cm×20cm以上の凹み
		B 5	1区画全体又はそれ以上に渡る凹み、交換を要する場合あり
	波有	W 1	仕上がりが良好なもの
		W 2	加修Wが若干目立つもの
		W 3	加修Wが大きく目立つもの、又は、再仕上げを要するもの
	腐食有	C	
	跡有	M	脱着
	塗装有	P	
	サビ有	S	
	凹み有	U	
	×要		交換を要する損傷
取替済	××		
ガラス	キズ	大	目立つ傷
	飛石	大	1cmを超えるもの
	スリ傷	大	目立つワイパー傷
	ヒビ割	大	交換を要するもの
	リペア跡		
	×要		交換を要する損傷
	取替済	××	

外装